

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱は、現行のもので、令和3年度予算成立に伴い、今後、変更があり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱

平成23年4月1日
22生畜第2068号制定
農林水産事務次官依命通知
平成26年4月1日
25生畜第2083号改正
平成29年3月31日
28生畜第1564号改正
令和2年4月1日
元生畜第2041号改正

(通則)

第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2067号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行い、基金を管理する者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 鶏卵生産者経営安定対策補助金の交付は、生産者の経営安定と鶏卵の需給及び価格の安定を図るため、別表に掲げる事業を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表に掲げる区分欄の1及び2に掲げる事業と、3に掲げる事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を作成し、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に取下げ理由を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第9 補助事業者は、補助事業の変更、中止又は廃止に係る大臣の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を作成し、大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延等の届出)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込

まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を作成した上で大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第12 補助事業者は、基金造成に係る補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書正副2部を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

(概算払請求)

第13 補助事業者は、別表1の3の補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定による財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により補助事業遂行状況報告書正副2部を作成して、当該年度の1月31日までに大臣に報告しなければならない。

2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を作成し、大臣に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の

翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16 大臣は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第17 大臣は、第10の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて補助事業者に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第18 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又

は証拠物について、前項の帳簿とともに補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(基本的事項の公表)

第19 補助事業者は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業等の概要、定期的な見直しの時期、基金事業等の目標及び給付対象となる事務を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施報告)

第20 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数、実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。）（以下「基金等に関する基準」という。）中「3の（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第21 補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合には、速やかに、補助金の交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(他用途使用の禁止)

第22 基金は、鶏卵生産者経営安定対策基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第23 国は、基金等に関する基準に基づき、この事業に関して必要な報告を要求、又は指導監督を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、鶏卵価格安定対策事業費補助金交付要綱（昭和50年12月8日付け農林事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の鶏卵価格安定対策事業費補助金交付要綱に基づき造成された交付準備金のうち、国から交付された補助金（その果実を含む。）に相当する額は全て国に返還されなければならない。
- 4 2による廃止前の鶏卵価格安定対策事業費補助金交付要綱に基づき平成2

2年度に実施された事業に係る実績報告については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日付け25生畜第2083号）

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正前の鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱に基づき行われた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日付け28生畜第1564号）

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日付け元生畜第2041号）

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

区 分	経 費	補助率	重要な変更
<p>1 鶏卵価格差補填事業</p>	<p>実施要綱第3の1の(2)アの価格差補填交付金の支払いに係る経費として基金の造成に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>1 鶏卵の契約数量の増又は10%を超える減</p>
<p>2 成鶏更新・空舎延長事業</p>	<p>実施要綱第3の2の事業に要する以下の経費として基金の造成に要する経費</p> <p>(1) 補助事業者が、事業に参加した鶏卵生産者に対して奨励金を交付するのに要する経費</p> <p>(2) 補助事業者が、事業の対象となる成鶏の出荷先である食鳥処理場に対して奨励金を交付するのに要する経費</p> <p>(3) 事業推進事務費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>2 事業推進事務費の増</p>
<p>3 鶏卵需給見通しの作成</p>	<p>実施要綱第3の3の事業に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 成果目標の変更</p>

			3 事業費の3 0%を超える 増減
--	--	--	-------------------------

別記様式第1号（第5関係）

令和〇〇年度 鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 事業の計画

(1) 鶏卵価格差補填事業

区 分	当該事業年度の 契約総数量 (A)	当該事業年度1kg当たり 積立金単価 (B)	当該事業年度の積立 金造成額 (A×B)	備 考
積立金 造成費	kg	円	円	

(2) 成鶏更新・空舎延長事業

区 分	事業参加者数	更新予定羽数 (A)	単 価 (B)	事業費 (A×B)	備 考
採卵用成鶏めす の飼養羽数10万 羽以上の鶏卵生 産者 (ア) 空舎期間 60日以上90日未 満 (イ) 空舎期間 90日以上120日 未満		羽	円	円	
採卵用成鶏めす の飼養羽数10万 羽未満の鶏卵生 産者 (ア) 空舎期間 60日以上90日未 満 (イ) 空舎期間 90日以上120日 未満					
合 計			—		

(3) 鶏卵需給見通しの作成

区 分	事業に要する経費	国庫補助金の額	備 考
	円	円	
合 計			

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A+B)	負 担 区 分		積算の基礎	備 考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)		
	円	円	円	円	
(1) 鶏卵価格差補填事業					
(2) 成鶏更新・空舎延長 事業					
①成鶏更新・空舎延長 奨励金交付金					
②食鳥処理場に対する 支援費					
③事業推進事務費			—		
(3) 鶏卵需給見通しの作 成					
合 計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
鶏卵価格差補填事業	円	円	円	円	
成鶏更新・空舎延長 事業					
鶏卵需給見通しの作 成					
合 計					

6 添付書類

(1) 定款 (2) 業務方法書 (3) 財産目録 (4) 収支予算書

令和 年度鶏卵生産者経営安定対策事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事業所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇生畜第〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業について、下記のとおり変更したいので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

注1：記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止の場合は中止、廃止の場合は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を2段書きにし、変更（中止の場合は中止、廃止の場合は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

注2：補助金の額が増額する場合には、上記本文の「鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。」を「鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱に基づき、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

注3：補助事業を中止又は廃止しようとする場合にあっては、上記本文の「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。

別記様式第3号（第12関係）

令和 年度鶏卵生産者経営安定対策事業補助金支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官

事業所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業補助金について、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2068号）第12の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 請求額

金 〇〇〇円

2 振込先金融機関名

支店名

預金の種別

口座番号

預金の名義

別記様式第4号（第13関係）

令和〇〇年度 鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金（3. 鶏卵需給見通しの作成）の概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇生畜第〇号で交付決定通知のあったこの事業について、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額		金額		金額			
鶏卵生産者経営安定対策事業（3. 鶏卵需給見通しの作成）	円	円	円	%	円	%	円	%		

(注)

1. 「交付決定通知の年月日」は、交付決定通知があった場合、当初の交付決定通知の年月日及び番号変更交付決定通知の年月日及び番号の両方を記載すること。
2. 「令和〇年〇月〇日現在」は、今回請求額の出来高を確認した年月日を記載す

ること。

3. 金額は全て円単位で記載すること。

4. 「今回請求額」欄の金額は、出来高（%）以内とする。

別記様式第5号（第14関係）

令和 年度鶏卵生産者経営安定対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事業所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇生畜第〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業について、次のとおり遂行状況を報告する。

区 分	総事業費		事業遂行状況 (〇月〇日現在)		残事業		備 考
	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	国庫補助金	その他	
	円	円	円	円	円	円	
計							

注：それぞれの事業項目ごとに記載すること。

別記様式第6号（第15第1項関係）

令和 年度鶏卵生産者経営安定対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事業所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇生畜第〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業については、下記のとおり実施したので、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第15第1項の規定に基づきその実績を報告する。

記

1 事業の目的及び内容

2 事業の実績

(1) 鶏卵価格差補填事業

区 分	当該事業年度の 契約総数量 (A)	当該事業年度1kg当たり 積立金単価 (B)	当該事業年度の積立 金造成額 (A×B)	備 考
積立金 造成費	kg	円	円	

(2) 成鶏更新・空舎延長事業

区 分	事業参加者数	更新羽数 (A)	単 価 (B)	事業費 (A×B)	備 考
採卵用成鶏めす の飼養羽数10万 羽以上の鶏卵生 産者 (ア) 空舎期間 60日以上90日未 満 (イ) 空舎期間 90日以上120日 未満		羽	円	円	
採卵用成鶏めす の飼養羽数10万 羽未満の鶏卵生 産者 (ア) 空舎期間 60日以上90日未 満 (イ) 空舎期間 90日以上120日 未満					
合 計			—		

(3) 鶏卵需給見通しの作成

区 分	事業に要する経費	国庫補助金の額	備 考
	円	円	

合 計			
-----	--	--	--

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		積算の基礎	備 考
		国庫補助金 (A)	自己資金 (B)		
(1) 鶏卵価格差補填事業	円	円	円	円	
(2) 成鶏更新・空舎延長 事業					
①成鶏更新・空舎延長 奨励金交付金					
②食鳥処理場に対する 支援費					
③事業推進事務費			—		
(3) 鶏卵需給見通しの作 成					
合 計					

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
鶏卵価格差補填事業	円	円	円	円	
成鶏更新・空舎延長 事業					
鶏卵需給見通しの作 成					
合 計					

(注) 添付書類として、事業費の根拠となる資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第7号（第15第3項関係）

令和 年度鶏卵生産者経営安定対策事業の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事業所所在地
名 称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇生畜第〇号により補助金交付決定の通知があった鶏卵生産者経営安定対策事業について、鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条に基づく補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内容を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料